

■農業集落排水事業の決算状況について

本市の農業集落排水事業は、一般会計とは別に農業集落排水事業特別会計として運営されています。これは、農業集落排水事業の歳入(使用料等)と歳出(建設費や維持管理費等)を明確にし、経営状況が明らかになるようにしているためです。

農業集落排水事業の平成28年度決算状況をお知らせします。

(各構成比は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もあります。)

平成28年度農業集落排水事業特別会計決算の状況

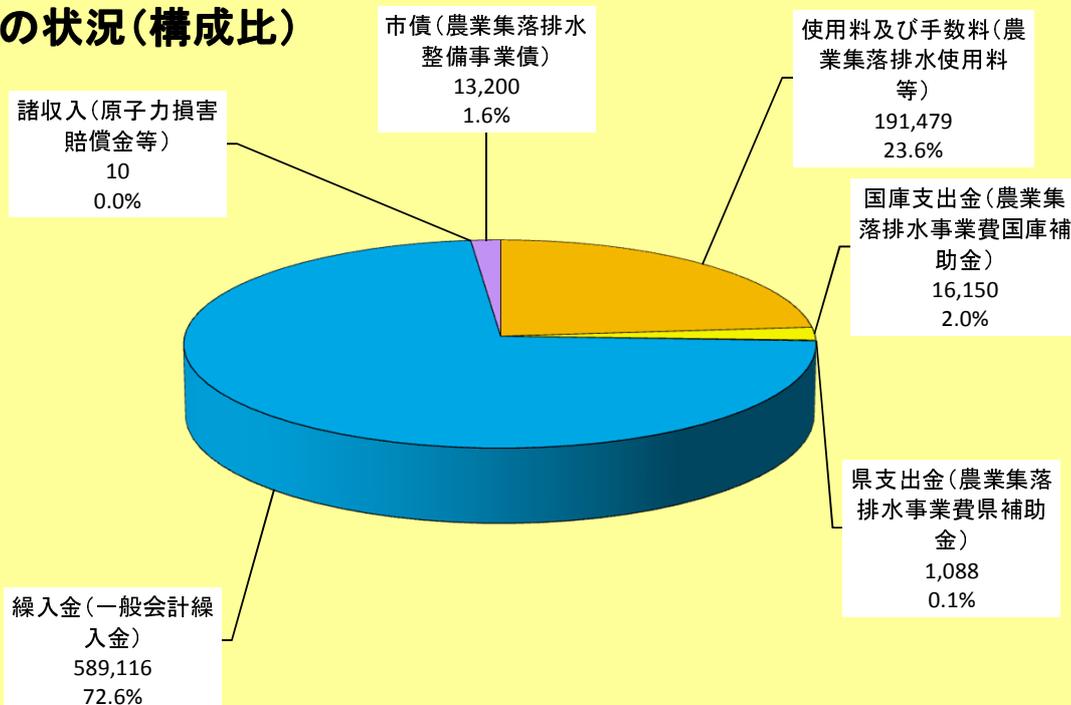
歳入

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
使用料及び手数料(農業集落排水使用料等)	191,479	23.6
国庫支出金(農業集落排水事業費国庫補助金)	16,150	2.0
県支出金(農業集落排水事業費県補助金)	1,088	0.1
繰入金(一般会計繰入金)	589,116	72.6
繰越金	0	0.0
諸収入(原子力損害賠償金等)	10	0.0
市債(農業集落排水整備事業債)	13,200	1.6
歳入合計	811,043	100.0

歳出

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
事業総務費(職員給与費等)	12,980	1.6
機能強化事業	39,451	4.9
管理総務費(職員給与費、使用料収納業務等)	44,691	5.5
管理費(下水道管、処理場の維持管理費等)	171,395	21.1
災害関連事業(原子力災害関連)	16,076	2.0
公債費(長期償還元金)	399,386	49.2
公債費(長期償還利子)	127,064	15.7
歳出合計	811,043	100.0

歳入の状況(構成比)



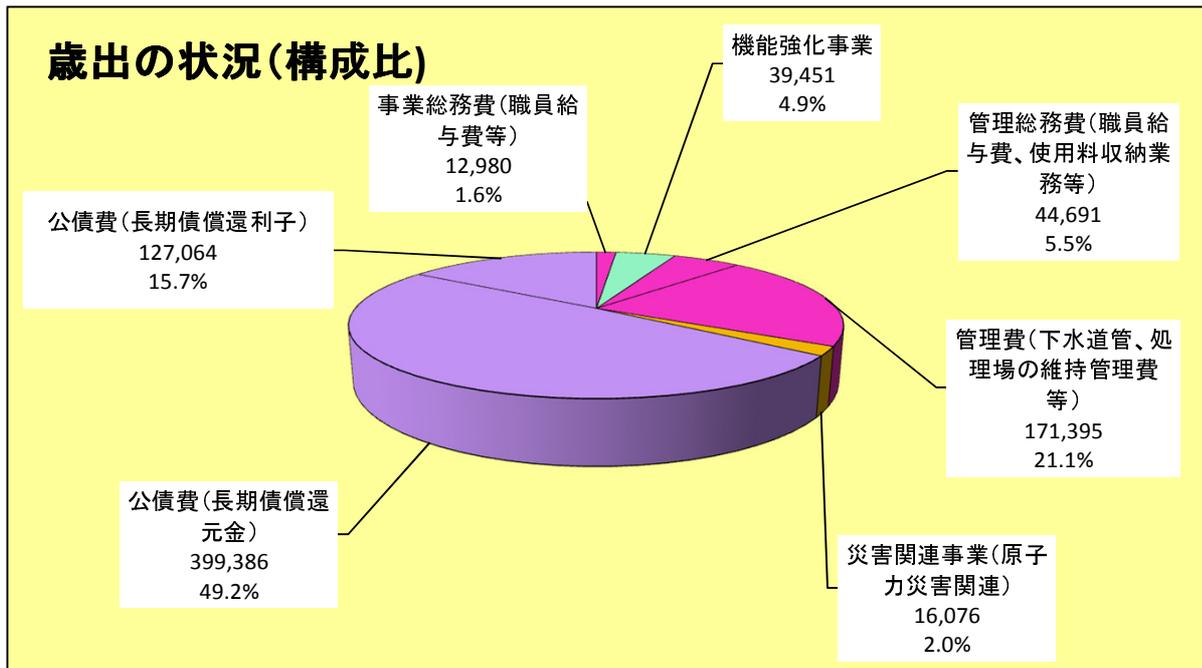
汚水を処理する費用は、農業集落排水を使用している皆様から納めていただく使用料で賄うことが原則となっています。(使用者負担の原則)

しかし、農業集落排水事業は初期投資に多額の費用がかかり、そのすべての費用を使用料で賄うためには、著しく高い使用料を設定しなければなりません。そこで、使用料の不足分は市の一般会計から繰入金という形で市税等を投入して使用者負担の軽減が図られています。

平成28年度の歳入の状況を見ると、使用料等が1億9,147万9千円、構成比で23.6%であるのに対し、一般会計繰入金は、5億8,911万6千円、構成比で72.6%と大きなウェイトを占めています。

計画された農業集落排水施設の整備は完了しましたが、今後は老朽化に伴う施設や管渠の更新のための借入金返済額が増大し、今後ますます一般会計からの繰入金(市税等)が増加していく見込みとなっています。

市税は、農業集落排水を使用されない方も含めた市民の皆様からご負担いただいているものであり、一般会計から過度に繰り入れることは、使用者負担の原則からも望ましいものではありません。そのため、定期的に使用料の見直しを行い、負担の適正化を図る必要があります。



平成28年度の歳出の状況を見ると、建設事業以外では、市の借入金の返済金である公債費が、元金、利子合わせて、5億2,645万円、構成比で64.9%と大きなウェイトを占めており、今後も増加傾向にあります。

そのような中、“市民に安全・安心で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する”ことを下水道経営の基本方針として、平成28年度には、下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業(市設置型浄化槽)、コミュニティ・プラント事業)に関わる将来の「投資」及び「財源」を予測し、経営健全化や財源確保の対策を整理する「白河市下水道事業経営戦略」を策定しました。

また、総務大臣から「平成32年4月までに地方公営企業法を適用する」よう要請があり、効率的で健全な経営を図り、継続的に下水道事業を推進し、市民の生活を支える下水道サービスの向上に取り組むには、保有する資産を正確に把握し、負債を明確にするなど、経営状況の明確化を図ることが必要です。そのため、平成32年度に地方公営企業法を適用できるように、平成28年度より作業を進めています。